

令和5年5月29日
総務部

パートナーシップ関係の相手方のある職員に係る職員に関する条例の改正について

1 改正趣旨

区では、これまで、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係）の相手方も、事実上の婚姻関係に準ずるとする社会通念が形成されているものとして、パートナーシップ関係の相手方のある職員を対象とした休暇制度等の適用を行ってきたところである。

こうした社会通念が23区においても共通認識が図られてきたことなどから、今般、23区共通基準である給与の取り扱いについても見直すこととなり、パートナーシップ関係の相手方のある職員に係る給与制度の改正を行う。

なお、既に対象として取り扱ってきた前述の休暇制度等についても、給与制度の改正とあわせて、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

「令和5年第2回定例会提案予定条例一覧」【別紙1-1～2】

3 新旧対照表

【別紙2-1～9】のとおり

4 施行予定日

令和5年7月1日

5 その他

本改正に関連する規則、その他の制度等においても、必要な対応を図っていく。

令和 5 年 第 2 回 定例会 提案 予定 条例 一覧

〈新たにパートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとする条例（給与関係）〉

No.	名称	改正制度	改正概要	施行日	新旧対照表	所管課
1	職員の給与に関する条例	扶養手当（第 10 条）	扶養手当の支給の対象となる扶養親族の範囲について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。 ※扶養手当の支給に係る欠配一子特例（一部改正条例附則） 職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子（子が 1 人のみ又は子が 1 人及び父母等である場合に限る）にかかる扶養手当の金額を配偶者と同額とする特例（欠配一子特例：平成 29 年度に制度廃止、経過措置も令和 5 年度で終了）において、配偶者を有することとなった場合は特例の対象外とする取扱いについて、「パートナーシップ関係の相手方」も配偶者と同様に対象外とする。	令和 5 年 7 月 1 日	別紙 2 - 1 別紙 2 - 2	職員厚生課
		住居手当（第 11 条の 3）	単身赴任をする職員の配偶者等が職員が留守の間に居住する住宅に対して住居手当を支給する場合の親族の要件に「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。		別紙 2 - 1	
		単身赴任手当（第 12 条の 2）	単身赴任手当（職員と配偶者等の住宅の距離に応じた加算額を含む）の支給要件である「配偶者と別居すること」について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。			
2	幼稚園教育職員の給与に関する条例 ※1	扶養手当（第 11 条）	扶養手当の支給の対象となる扶養親族の範囲について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。 ※扶養手当の支給に係る欠配一子特例（一部改正条例附則） 職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子（子が 1 人のみ又は子が 1 人及び父母等である場合に限る）にかかる扶養手当の金額を配偶者と同額とする特例（欠配一子特例：平成 29 年度に制度廃止、経過措置も令和 5 年度で終了）において、配偶者を有することとなった場合は特例の対象外とする取扱いについて、「パートナーシップ関係の相手方」も配偶者と同様に対象外とする。		別紙 2 - 3 別紙 2 - 4	
3	職員の退職手当に関する条例	遺族の範囲（第 4 条）	死亡した職員の退職手当の受給権を有する遺族の範囲について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。		別紙 2 - 5	人事課
		失業者の退職手当（第 13 条第 8 項）	「失業者の退職手当※」を支給される者が、同居親族と別居して公共職業訓練を受ける場合等において、雇用保険法における寄宿手当及び移転費に相当する金額を支給する場合の親族の範囲について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとする。 ※失業者の退職手当：退職手当と雇用保険法上の失業給付の金額を比較し、退職手当の金額が少ない場合にその差額を支給するもの			

※ 1 幼稚園教育職員は単身赴任手当の制度がないため、扶養手当の改正のみ

令和5年第2回定例会提案予定条例一覧

〈給与制度の改正に併せて所要の規定整備を行う条例（休暇制度等）〉

No.	名称	改正制度	所要の規定整備を行う制度概要	施行日	新旧対照表	所管課
4	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限（第9条の2）	パートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として子を養育することができる場合は、請求できないものとする。		別紙2-6	
		介護休暇（第16条）	介護休暇の要件となる「要介護者」の範囲にパートナーシップ関係の相手方又はその父母等を対象とする。 ※「介護を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限（第9条の2から第9条の4まで）」、「介護時間（第16条の2）」についても第16条に規定する「要介護者」を対象とするため、同様に制度の対象となる。			
5	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限（第11条）	パートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として子を養育することができる場合は、請求できないものとする。		別紙2-7	職員厚生課
		介護休暇（第18条）	介護休暇の要件となる「要介護者」の範囲にパートナーシップ関係の相手方又はその父母等を対象とする。 ※「介護を行う職員の深夜勤務・超過勤務の制限（第11条から第11条の3まで）」、「介護時間（第18条の2）」についても第18条に規定する「要介護者」を対象とするため、同様に制度の対象となる。			
6	職員の育児休業等に関する条例	育児休業（第2条の3、第2条の4、第3条、第4条）	（第2条の3、第2条の4） 非常勤職員のパートナーシップ関係の相手方が特定の時期に育児休業を取得している場合等に、最長で子が2歳に達するまで育児休業を取得できるものとする。	令和5年7月1日	別紙2-8	
			（第3条） パートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合や、別居した場合は、再度の育児休業ができるものとする。			
			（第4条） パートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合や、別居した場合は、育児休業期間の再度の延長ができるものとする。			
		育児短時間勤務（第8条） パートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院した場合や、別居した場合は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるものとする。				
育児休業に関する制度周知及び取得意向の確認（第17条の2）	任命権者はパートナーシップ関係にある職員又はその相手方の妊娠・出産の申し出があった場合、申し出のあった職員に対して育児休業に関する制度の周知及び育児休業の請求にかかる意向を確認しなければならない。					
7	職員の旅費に関する条例	扶養親族の範囲（第2条）	扶養親族の範囲について、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取り扱いとする。 ※第2条の規定により、職員が赴任にあたり、扶養親族を伴い住居を移転する場合の諸費用として支給される移転料（旅費、家具の移転費等）（第27条、第29条）について、支給の対象となる。		別紙2-9	人事課